



平成 19 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンスト・メディア
(コード番号：3773 東証マザーズ)
代表者名 代表取締役社長 鈴木 清 幸
問 合 せ 先 取締役経営戦略部長 吉田 一 也
(TEL. 03-5958-1031)
URL http://www.advanced-media.co.jp

**第三者割当てによる新株式及び
行使価額修正条項付第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行並びに
コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ**

当社は、平成 19 年 10 月 2 日開催の取締役会において、新株式及び第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行、並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株式及び新株予約権の発行に係る募集の目的

当社は、「HCI (Human Communication Integration) の実現」を目指し、主力の音声事業においては「使える音声認識」の実証を行うとともに、音声認識技術 AmiVoice を活用した、付加価値の高い音声認識ソリューションの開発等を行ってまいりました。2005 年 7 月には、携帯電話での声による検索サービスを事業の柱とした子会社を設立、また 2007 年 2 月には、市場拡大戦略の一環として、音声認識ソリューションを開発するパートナー企業のためのプログラムを策定し、環境を整えました。

当社は、平成 19 年 9 月 28 日に発表した「経営改善計画」に基づき、事業を推進していく所存です。今後は、医療・議事録・教育分野を中心に製品の選択と集中を行い、利益体質へ改善していくと同時に、モバイル分野や書き起こしサービスの分野など将来に向けた進出も目指してまいります。

上記の経営方針のもと、今後の事業展開において、継続した研究開発及び新規事業を計画しており、中期的に安定した事業基盤を構築するためにも、自己資本の充実による財務体質の強化及び投資資金の確保が不可欠であると考えております。

それらを踏まえ、資金調達方法が多様化する中で、本新株式及び新株予約権の発行が当社にとっ

て現時点における最良の選択であると判断し、発行を決定いたしました。

(1) 新株式発行について

メリルリンチ日本証券株式会社(以下、メリルリンチ日本証券)は、日本有数の総合金融サービス会社であり、後述する機動的な資金調達プログラムの提供が可能であることから、豊富な実績等を総合的に勘案して、3,370株の第三者割当を実施することといたしました。また、伊谷健太郎氏(以下、伊谷健太郎)は、当社の創業メンバーであり、当時役員の一員として事業に貢献しており、今後において事業上の戦略パートナーとして新規事業の立ち上げに参画していくことから、8,420株の第三者割当を実施することといたしました。

(2) 新株予約権について

今回のコミットメント条項付新株予約権(第三者割当て)による新株予約権の発行は、当社が本新株予約権の行使の量及び時期を相当程度コントロールできる点が最大の特徴であります。当社に資金需要が発生し本新株予約権の行使を希望する場合は、一定期間内に当社の指定した数の本新株予約権の行使を強制(注1)でき、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社の指定する期間、本新株予約権の行使を禁止(注2)することができる(エクイティ・コミットメントラインと呼ばれる手法です。)ため、資金需要に応じて柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する影響度が少ないものと考えられ、さらにメリルリンチ日本証券が対応可能な限り市場に配慮し、本新株予約権の行使により発行された新株について機関投資家を中心とした販売を行うこと、下記「エクイティ・コミットメントラインの特徴と本スキームを選択した理由」の に記載の通り第三者からの貸株及び空売りにも抑制的であることなどにより、既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が可能であると考えております。

(注1) ただし、当社が一度に指定できる本新株予約権数には一定の限度があり、複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければなりません。また、当社の株価が、一定の水準を下回る場合、未公表の当社インサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は上記の指定を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

(注2) 当社はその裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消すことができます。但し、約2年間の行使請求期間のうち最後の1ヶ月間については、停止指定を行うことはできません。

【エクイティ・コミットメントラインの特徴と本スキームを選択した理由】

当社は今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下のような点を総合的に勘案し、本スキームによる資金調達が現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。本新株予約権の目的である当社普通株式数は25,000株で一定であるため、株価動向によら

ず、最大希薄化株式数は限定されていること。

本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、当社が株価上昇のメリットを享受できること。

本新株予約権に係る払込金額と同額の金銭を割当先に払い戻すことにより、当社は本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することが出来ること。

割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、機関投資家を中心とした販売に努める予定であり、割当先は、本新株予約権の権利行使を前提としたつなぎ売り等（注）以外の空売りを目的として、第三者と貸株契約を締結しないこと。

（注）つなぎ売り等・・・新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一銘柄の株券の売り付けを行うこと等割当先に十分な実績があると認められること。

2. 調達する資金の額及び使途

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

- ・新株発行に係る調達資金 700,326,000 円
- ・新株予約権に係る調達資金 1,831,025,000 円
- ・発行諸費用 23,000,000 円
（新株式：8,000,000 円 新株予約権：15,000,000 円）
- ・差引手取概算額 2,508,351,000 円
（新株式：692,326,000 円 新株予約権：1,816,025,000 円）

（注）上記差引手取概算額は、新株式の払込金額の総額並びに新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、新株式及び新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

（2）調達する資金の具体的な使途

上記第(1)記載の差引手取概算額 2,508,351,000 円については、当社主力事業である音声認識技術及び音声認識アプリケーションの開発資金、モバイルサービス事業や書き起こしサービス事業等の新規事業立ち上げのための運転資金、に充当する予定であります。具体的な金額の内訳はまだ確定しておりませんが、現状では に 16.5 億円程度、 に 8.5 億円程度を想定しております。ただし、新株予約権については、行使が新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、具体的な金額及び使途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて決定いたします。なお、当社が新株予約権の行使を指定した際に行うプレスリリースにおいては、使途を記載いたします。

(3) 調達する資金の支出予定時期

(2) で記述した に係る調達資金：平成 19 年 10 月から平成 21 年 10 月まで

(2) で記述した に係る調達資金：平成 19 年 10 月から平成 21 年 10 月まで

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

上記第(2)記載のとおり、当社主力事業である音声認識技術、音声認識アプリケーションの開発及びモバイルサービス事業、書き起こしサービス事業等の新規事業立ち上げは、当社事業の拡大及び収益性の向上に寄与するものと考えております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:千円)

決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売上高		2,566,541	3,111,271
営業利益		107,691	1,262,751
経常利益		59,621	1,325,983
当期純利益		131,785	1,365,388
1株当たり当期純利益(円)		1,257	11,943
1株当たり配当金(円)			
1株当たり純資産(円)		37,326	47,917

(注) 当社は、平成17年3月期においては連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成19年10月2日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	115,812株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	3,250株	2.8%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数		
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数		

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	127,602株	100%
当初の行使価額(72,600円)における潜在株式数の総数	28,250株	22.1%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	28,250株	22.1%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(4) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値		700,000 円	762,000 円
高 値		1,430,000 円	785,000 円
安 値		640,000 円	176,000 円
終 値		744,000 円	183,000 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 当社は、平成17年6月27日をもって上記取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	183,000 円	147,000 円	144,000 円	166,000 円	134,000 円	88,100 円
高 値	195,000 円	179,000 円	250,000 円	174,000 円	135,000 円	97,000 円
安 値	132,000 円	118,000 円	138,000 円	125,000 円	84,000 円	60,000 円
終 値	150,000 円	142,000 円	164,000 円	136,000 円	88,000 円	71,500 円

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

発行決議日における株価

	平成19年10月2日現在
始 値	65,500 円
高 値	71,000 円
安 値	64,600 円
終 値	71,000 円

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当てによる新株式の発行

発 行 期 日	平成19年10月17日
調 達 資 金 の 額	692,326,000 円 (発行価額: 59,400 円) (差引手取概算額)
募集時点における 発行済株式数	115,812 株
当該増資による 発行株式数	11,790 株
募集後における 発行済株式総数	127,602 株
割 当 先	メリルリンチ日本証券 3,370 株 伊谷健太郎 8,420 株

・第三者割当てによる第1回新株予約権（第三者割当て）の発行

発行期日	平成19年10月17日
調達資金の額	1,816,025,000円（差引手取概算額）
募集時点における発行済株式数	115,812株
当該募集における潜在株式数	当初の行使価額における潜在株式数：25,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は現時点で未定ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は25,000株です。
割当先	メリルリンチ日本証券

（注）調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

（6）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

下記に記載されているエクイティ・ファイナンスのうち、第三者割当増資は、当社普通株式が東京証券取引所マザーズ市場（上場日：平成17年6月27日）に上場される前に行われたものです。

・第三者割当増資

発行期日	平成16年10月29日
調達資金の額	100,000,000円（発行価額：100,000円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	89,000株
当該増資による発行株式数	500株
割当先	ペンタックス株式会社 双日株式会社 株式会社インターネット総合研究所
当初の資金用途	研究開発資金
支出予定時期	平成16年11月
現時点における充当状況	平成16年11月から平成17年6月までに音声認識技術、音声認識アプリケーション開発資金として充当しております。

4. 大株主及び持株比率

募集前（平成19年3月31日現在）		募集後（潜在株式未反映）	
鈴木清幸（10,340株）	8.94%	鈴木清幸（10,340株）	8.10%
トヨタ自動車株（10,000株）	8.65%	トヨタ自動車株（10,000株）	7.83%
ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号（4,260株）	3.68%	伊谷健太郎（8,420株）	6.59%
富士通株（1,500株）	1.29%	ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号（4,260株）	3.33%
バンクオブニューヨーク・シーエムクライアントアカウンティーズ（1,377株）	1.19%	メリルリンチ日本証券（株）（3,370株）	2.64%
野村證券株（1,130株）	0.97%	富士通株（1,500株）	1.17%
ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド3号（1,040株）	0.90%	バンクオブニューヨーク・シーエムクライアントアカウンティーズ（1,377株）	1.07%
ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド1号（1,000株）	0.86%	野村證券株（1,130株）	0.88%
安斉哲夫（800株）	0.69%	ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド3号（1,040株）	0.81%
新川電機株式会社（650株）	0.56%	ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド1号（1,000株）	0.78%

（注）1. 今回の新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、今回の新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示しておりません。

2. 募集後の持株数及び持株比率の算定にあたって、当社の発行済株式総数並びに伊谷健太郎及びメリルリンチ日本証券以外の株主の保有株式数につきましては、平成19年3月31日現在の数値に基づいて計算しております。

5. 業績への影響の見通し

今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。なお、今回の資金調達は、2.(2)に記載の用途を通じ、将来の業績に寄与するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

新株式につきましては、平成 19 年 10 月 1 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 66,000 円を参考に 59,400 円（ディスカウント率 10%）としました。

基準となる株価については、平成 19 年 9 月 28 日に業績修正等を発表したことを考慮し、平成 19 年 10 月 1 日の終値としました。

ディスカウント率については、当社の発行済株式数、今回の第三者割当により発行される株式数、株式市場環境、当社の出来高、株価変動率等を総合的に考慮し決定いたしました。

第 1 回新株予約権（第三者割当て）につきましては、第 1 回新株予約権の発行要項及び割当先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、本新株予約権 1 個の払込金額を金 16,025 円としました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

新株式及び新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 36,790 株に対し、当社株式の過去 1 年間における平均出来高は 1,068 株であること、平成 19 年 10 月 2 日現在の発行済株式数に対する新株予約権による潜在株式数は 21.6%となるものの、今後の当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

メリルリンチ日本証券株式会社

商 号	メリルリンチ日本証券株式会社		
事 業 内 容	金融商品取引業		
設 立 年 月 日	平成 10 年 2 月 26 日		
本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋 1 - 4 - 1 一丁目ビルディング		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 いずみ		
資 本 金	92,768,250,000 円		
発 行 済 株 式 数	1,855,365 株		
純 資 産	122,536 百万円		
総 資 産	3,295,824 百万円		
決 算 期	3 月 31 日		
従 業 員 数	1,234 名		
主 要 取 引 先	投資家並びに発行体		
大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%		
主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほコーポレート銀行、 シティバンク銀行		
上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項なし	
	取 引 関 係	該当事項なし	
	人 的 関 係	該当事項なし	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし	
最近 3 年間の業績			
決 算 期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
営 業 収 益	81,217	104,718	123,836
営 業 利 益	14,690	22,065	14,066
経 常 利 益	14,048	20,975	13,850
当 期 純 利 益	18,965	7,891	8,817
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	3,315.91	4,495.91	4,932.17
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	-	-	-
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	64,722.64	69,132.76	66,044.16

(単位：百万円)

伊谷健太郎

住 所	東京都世田谷区		
上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	割当先が保有する当社の株式の数	該当事項なし
	取 引 関 係	該当事項なし	
	人 的 関 係	1998年2月～2001年7月まで当社取締役	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし	
略 歴	職 歴	<ul style="list-style-type: none"> ・1976年～1986年：ロックウェル・インターナショナル社，シニアシステムアナリスト兼プロジェクトマネージャー ・1986年～1992年：カーネギー・グループ社，国際事業部長 ・1998年～2001年：当社取締役 ・1992年～現在：イタニス・インターナショナル社，CEO 	
	学 歴	<ul style="list-style-type: none"> ・1965年：国際基督教大学大学院経済行政学修士課程終了 ・1976年：ピッツバーグ大学 経済学部博士課程4年修了 ・1988年：カーネギーメロン大学 情報科学部にて修士課程修了 	

(2) 割当先を選定した理由

メリルリンチ日本証券は、日本有数の総合金融サービス会社であり、「1.新株式及び新株予約権の発行に係る募集の目的」の後半部分に記載のとおり、エクイティ・コミットメントラインが、既存株主の利益に十分に配慮した調達が可能な手法であると考えられること及びメリルリンチ日本証券の豊富な実績等を総合的に勘案して、割当先として決定いたしました。

伊谷健太郎は、当社の創業期に役員の一員として、当社の事業の立上げに大きく貢献をいたしました。今後当社は、伊谷健太郎より開発及び営業に関するサポートを受ける予定であり、割当先として決定いたしました。

(注)今回発行する新株予約権は、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当先の保有方針

伊谷健太郎は、長期で当社株式を保有する予定であり、新株式発行日から2年以内は、当社の事前の書面同意なく無断で譲渡を行わない旨合意済みであり、その旨の契約書を締結する予定であります。

メリルリンチ日本証券は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡することはできません。また、割当新株式については、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、新株式発効日から2年間において、当該割当株式の全部又は一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。メリルリンチ日本証券は、第三者割当により取得した当社株式及び本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式については、可能な限り市場に配慮した売却に努める予定です。

(4) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当先との間において、株券貸借についての予定はありません。

以上

(別添)発行要領

新株式

1. 募集株式の種類及び数	当社普通株式 11,790 株
2. 払込金額	1 株につき 59,400 円
3. 払込金額の総額	700,326,000 円
4. 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額 1 株につき 29,700 円 増加する資本準備金の額 1 株につき 29,700 円
5. 申込日	平成 19 年 10 月 17 日
6. 払込期日	平成 19 年 10 月 17 日
7. 割当先及び割当株式数	メリルリンチ日本証券株式会社 3,370 株 伊谷 健太郎 8,420 株
8. 払込取扱場所	株式会社三菱東京 UFJ 銀行 池袋東口支店
9. 新株券交付日	平成 19 年 10 月 17 日
10. その他	

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他上記新株の発行に関し必要な事項は、取締役会において決定する。

(注) 発行価額の決定方法 平成 19 年 10 月 1 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 66,000 円を参考に上記金額とした。(ディスカウント率 10%)

以 上

新株予約権

1. 本新株予約権の名称
株式会社アドバンスト・メディア第1回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間
平成19年10月17日
3. 割当日
平成19年10月17日
4. 払込期日
平成19年10月17日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 25,000 株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は25株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
1,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 16,025 円(本新株予約権の目的である株式1株当たり 641 円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初72,600円とする。

10. 行使価額の修正

第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日(但し、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。「下限行使価額」は当初、第3項記載の割当日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当りの処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については第18項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成19年10月18日から平成21年10月16日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、()本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、()本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり16,025円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、()本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条の規定に従って通知をし、()本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり16,025円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。当該行使に係る本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、上記通知に加えて、当該本新株予約権証券を行使請求受付場所に対して提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知（及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出）に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 21 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知（及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出）が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。

19. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り記名式新株予約権証券を発行する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、本新株予約権 1 個の払込金額を金 16,025 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 19 年 10 月 1 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 10% 上回る額とした。

21. 行使請求受付場所

株式会社アドバンスト・メディア 管理部

東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号

22. 払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 池袋東口支店

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上